

大牟田市
ネーミングライツパートナー
公募要項

大牟田市延命球場
諏訪公園

令和 8 年 9 月 24 日

大牟田市

目 次

1. 公募の趣旨	- 1 -
2. 公募主体	- 1 -
3. 対象施設	- 1 -
4. 愛称付与の範囲	- 1 -
5. 希望契約金額	- 1 -
6. 契約期間（愛称使用期間）	- 1 -
7. 愛称付与に係る条件（2施設共通条件）	- 1 -
8. パートナーメリット	- 2 -
9. 愛称付与に伴う費用負担	- 3 -
10. 愛称付与に伴うその他の事項	- 3 -
11. 契約条件	- 4 -
12. 応募できる者	- 4 -
13. 現地説明会	- 5 -
14. 質問受付	- 5 -
15. 応募について	- 5 -
16. 選定方法	- 6 -
17. 選定結果の通知及び公表	- 7 -
18. パートナーの決定	- 7 -
19. パートナーの決定後の手続き等	- 7 -
20. パートナーの公表及び愛称の周知	- 7 -
21. 愛称の使用開始までの流れ	- 8 -
22. 申込み・問合せ先	- 8 -

ネーミングライツパートナー公募要項

1. 公募の趣旨

大牟田市における施設の魅力向上及び地域の活性化に資することを目的として、「大牟田市延命球場」、「諏訪公園」のネーミングライツについて、ネーミングライツパートナー(以後、「パートナー」という。)の公募を行います。

2. 公募主体

大牟田市

3. 対象施設

以下の2つの施設を対象施設とし、公募を実施します。

	施 設 名	所 在 地
A	大牟田市延命球場	大牟田市原山町200番地
B	諏訪公園	大牟田市岬町1番3

4. 愛称付与の範囲

各施設の対象施設概要書をご確認ください。

5. 希望契約金額

各施設 年間200万円以上(消費税及び地方消費税を含む)

6. 契約期間(愛称使用期間)

5年間(令和9年4月1日～令和14年3月31日)

7. 愛称付与に係る条件(2施設共通条件)

- ① 対象施設の愛称として、パートナーの企業名または商品(ブランド)名およびそれらに関連するもの等を付けることが可能です。
 - ② 条例上の名称は変更できません。
 - ③ 愛称には平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット、数字を使用することができます。またロゴマークを作成・使用することも可能とします。
 - ④ 利用者等の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。
- ※ 各施設における契約期間及び個別の条件については、各施設の対象施設概要書をご確認ください。

8. パートナーメリット

パートナーは愛称付与の他、次のパートナーメリットを享受することができます。

	パートナーメリット	内 容	備 考
1	対象施設への愛称表示	各施設の出入口をはじめ、施設内の壁面、屋外サイン等へ愛称表示をすることが可能です。 施設によってはサイン等を新設し、愛称表示をすることが可能です。	表示場所、表示方法、デザイン等は協議により決定します。
2	市等の広報印刷物・ホームページ・SNS 等への愛称表示	市の各種広報印刷物やホームページ・SNS 等の広報ツールにおいて、愛称を表示します。 なお、パートナー決定時に愛称付与のお知らせを行います。	※市及び指定管理者が発行しているパンフレットは、残部が無くなり次第対応します。 ※施設の HP 等は指定管理者が作成しており、原則、更新の際に変更します。
3	利用団体の各種広報印刷物・ホームページ・SNS 等への愛称表示	施設の利用団体の広報印刷物（ポスター・チラシ・チケット等）やホームページ・SNS 等の広報ツールにおいて愛称が表示されます。	利用申込みの際に施設管理者（指定管理者）より利用団体に対して愛称使用の依頼を行います。
4	マスコミ・市民等への愛称周知	市が関係機関に愛称の使用・周知を働きかけます。また利用団体においても愛称の使用・周知が想定されます。	
5	パートナーが新たに発行するパンフレット等の印刷物	パートナーにて、愛称を使用したパンフレット等の作成が可能になります。	
6	施設管理者スタッフによる愛称使用	電話対応において愛称を使用します。パートナーにて、施設スタッフのユニフォームに愛称やロゴマークを表示させることも可能です。	

9. 愛称付与に伴う費用負担

パートナーは、ネーミングライツ料とは別に、愛称の表示等に伴う費用を市と分担して負担することとします。その場合における費用の負担は、原則、次の表のとおりとします。

なお、これら以外の費用負担については、市(各施設の指定管理者も含む)とパートナーで協議することとします。

区 分	市 (指定管理者)	パートナー
敷地内外の看板などの表示変更や新規設置、維持管理(※1) (パートナーメリット1を含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
契約締結後に市(指定管理者)が発注・作成するパンフレット、チラシ等の印刷物の表示変更にかかる費用(※2) (パートナーメリット2を含む)	○	○
契約締結後に市(指定管理者)のホームページや SNS の表示変更にかかる費用(※3) (パートナーメリット2を含む)	○	○
契約締結後にパートナーの裁量で発注・作成する対象施設に関するパンフレット、チラシ等の印刷物やユニフォーム等の製作物(パートナーメリット5、6を含む)		○
※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。また、大牟田市屋外広告物条例に基づく届出やそれに伴う費用負担もパートナーの負担とします。敷地外における表示は、施設名称のみとしロゴマーク等の表示はできません。 ※2 発注・作成の前に市及び指定管理者と協議することとします。なお、原則として印刷物がなくなり次第の対応となりますが、なくなる前に印刷発注する場合には、原則としてパートナーの負担とします。 ※3 更新の前に市及び指定管理者と協議することとします。なお、更新の際に費用が発生する場合には、原則としてパートナーの負担とします。		

10. 愛称付与に伴うその他の事項

- ① 愛称の付与は、施設の所有権、管理権などには影響を与えません。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできません。
- ② 愛称は、対象施設の設置目的に反せず、施設の機能や利用用途などにふさわしく、市民に分かりやすく親しまれるものとしてください。
- ③ 愛称は、商標権等権利侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、パートナーで全て負担、対応するものとし、市は一切の責めを負いません。
- ④ 施設使用者等の意向(スポンサーの競合等)により、愛称使用が制限されることがあります。
- ⑤ 愛称が、次のいずれかに該当するものはネーミングライツの対象としません。
 - ア. 法令等に違反するものまたはそのおそれのあるもの
 - イ. 公の秩序若しくは善良の風俗及び慣習に反するものまたはそのおそれのあるもの
 - ウ. 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告及び個人的宣伝に関するもの

- エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条各号に掲げる営業を営む企業名等
- オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- カ. 愛称の付与対象施設の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの、愛称として適当でないと市長が認めるもの

11. 契約条件

(1) 契約金額

契約金額は、本公募にて決定されたパートナーが応募時に提案したネーミングライツ料(年額)に、各施設の契約期間の年数(5 年)を乗じた総額(消費税及び地方消費税相当額を含む)とします。

(2) 契約保証金

本公募にて決定されたパートナーは契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として契約締結以前に市に対して支払う必要があります。

ただし、大牟田市契約規則第 23 条の 2 の免除規定に該当する場合は、この限りではありません。

(3) 契約満了後の原状回復

対象施設に表示する愛称等の原状回復は、パートナーが行うこととします。また、原状回復後に必要な経費については、パートナーが負担するものとします。

(4) 契約の解除

原則として、契約期間中の解除はできませんが、社会経済情勢の影響などにより、対象施設の愛称の維持が困難となった場合は、双方から解除の申し入れをすることができます。

具体的には、パートナーの責めに帰すべき事由により、対象施設の愛称の維持が困難な場合や、ネーミングライツを行使することが法令上適当でないと市長が判断した場合には、当該ネーミングライツに関する契約を解除することができるものとします。

この場合において、当該契約解除に伴う原状回復に必要な経費については、パートナーが負担するものとし、原則として金銭等は、返還しません。また、契約解除に伴い、パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその一切の責任を負いません。

12. 応募できる者

民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主、各種団体等とし、単独又はグループ(複数の企業等の共同体)とし、自らパートナーとなることを希望する法人等が契約することができます。なお、契約者の所在地については大牟田市内外を問いません。

ただし、次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- ③ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者。
- ④ 事業内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者。
- ⑤ 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体。
- ⑥ 大牟田市広告掲載要綱及び大牟田市広告掲載基準の規定に違反する法人等。
- ⑦ 申込時点で、公序良俗に反する事業を行う団体等、国・地方公共団体において一般競争入札の参加資格制限を受けている国税及び都道府県税、市町村税を滞納している法人等。
- ⑧ 大牟田市広告掲載基準第 5 条に定める規制業種・事業者。
- ⑨ その他、市長が適当でないと認める者。

13. 現地説明会

各施設における現地説明会の開催日程及び詳細については、各施設の対象施設概要書（別紙）を参照してください。参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第1号）より申込みを行ってください。なお、参加申込者の名称等は非公表とします。

- ※ 現地説明会では質疑応答の時間は設けないため、「14. 質問受付」に記載のとおり質問を行ってください。なお、応募に際しては、現地説明会への参加は必須ではありません。
- ※ 現地説明会以外の日において、通常立ち入りが可能とされている場所の視察は各応募者において自由に行っていただいても構いませんが、その際は利用者の施設利用やその他施設運営に支障を来さないよう配慮をお願いします。

14. 質問受付

本公募に関する質問がある場合は、下記により質問書を提出してください。

- ① 受付期間 令和8年10月1日(木)～令和8年10月23日(金)午後5時00分まで
- ② 質問の提出は、ネーミングライツパートナー応募に係る質問書（様式第2号）に必要事項を記入の上、P8の「22. 申込み・問合せ先」に記載の各対象施設における申込み・問合せ先にメールで提出をお願いします。なお、持参、電話、FAX、口頭等による質問は受けません。
- ③ 質問への回答は、随時、市のホームページで公表します。

15. 応募について

（1）応募申込期間

令和8年9月24日(木)～令和8年11月27日(金)

※ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分迄。ただし土日祝日は除く。

※ 郵送の場合の締め切りは、令和8年11月27日(金)必着とします。

※ 応募にかかる必要な経費は、全額応募者の負担とし、提出書類等は返却しません。

（2）応募方法

次に掲げる書類に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付（別途郵送可）して、申込先に持参、Eメールまたは郵送のいずれかの方法により提出してください。

なお、複数施設応募の場合は、1部原本、そのほかは写しコピーの提出添付で構いません。

【提出書類】

- ① ネーミングライツパートナー公募申込書（様式第3号）
- ② 誓約書（様式第4号）
- ③ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）
- ④ 企業等の概要（沿革、業務内容など）に関する資料（様式任意）
- ⑤ 滞納がない証明【国税】
- ⑥ 滞納がない証明【都道府県税】
- ⑦ 滞納がない証明【市町村税】
- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）【写し可】
- ⑩ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）【写し可】
- ⑪ その他、市長が必要と認めるもの

（3）様式第3号の6（施設の魅力向上・地域貢献につながる取組）の記載について

施設の魅力向上や地域貢献に資する提案をお願いします。応募者のノウハウや強みを活かした柔軟なアイデアを含めた提案を求めています。

（記載例）

- ・ 対象施設へ市民利便性向上のための機器の寄贈及び維持管理。
- ・ 対象施設の利用者・来館者等に対してパートナーが販売する商品（試供品含む）を提供。
- ・ 大牟田市内にて市民に向けての地域活性のためのイベントを企画・実施。 など

【留意事項】

- ・記載された提案内容は、パートナー選定における審査対象（加算項目）となります。P 6～7の16. 選定方法(2)審査基準(評価項目と配点)をご参照ください。
- ・記載内容の実施にあたっては、パートナー決定後、双方の合意に基づき、施設の運営状況や安全性等を考慮した上で、具体的な内容、時期、実施方法等を別途協議の上決定するものとし、実施に係る費用は原則として応募者（パートナー）の負担となります。なお、提出時点及びパートナー決定時点において実施を確約するものではありません。
- ・施設を媒体とした直接的な事業者の宣伝及び営業活動に該当する提案は実施することができません。（例：施設内での連続したCM映像投影、自社商品の販売等）

16. 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

申込受付期間終了後、大牟田市広告審査委員会において、(2) 審査基準に基づき総合的な審査を行い、優先交渉権者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、大牟田市広告審査委員会においてパートナーとしてふさわしいかの審査を行い、優先交渉権者を選定します。その後、市と優先交渉権者との間で協議したうえで契約を締結します。

※ 優先交渉権者とは

応募者のうち、パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者をいいます。

(2) 審査基準(評価項目と配点)

資格要件を満たしている全応募者を対象に、下記のとおり審査基準の評価項目と配点により評価、点数化し、総合点数が一番高い者を優先交渉権者とします。また、次点以下の順位も決定します。なお、審査基準の評価項目において、著しく低い評価点がある場合又は総合点数が65点未満の場合は優先交渉権者を選定しない場合があります。

評価項目	評価の観点	配点
ネーミングライツ料	50点×提案額／最高額	50点
愛称	・市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか ・施設等の管理運営に支障が生じないか	50点
経営の安定性	・経営は健全か	10点
合 計		110点

【加算項目】

施設の魅力向上、地域貢献	・施設の魅力向上につながる内容か ・地域貢献に資する内容か	10点
市内事業拠点の有無	・市内に事業拠点があるか	10点
合 計		20点

(3) 新規応募者の優先的取り扱い

広く多くの事業者に市政へのご支援や参画いただきたく、その機会を確保するため、既存パートナーと新規応募者の双方から応募があり、いずれも公募要件及び審査基準を満たしている場合は、評点の高低に関わらず新規応募者を優先選定します。

- (例)・事業者A（別施設αの既存パートナー）：80点、事業者B（新規応募者）：65点の場合、事業者Bを優先交渉権者に選定
- ・事業者B（新規応募者）：65点、事業者C（新規応募者）：90点の場合、事業者Cを優先交渉権者に選定
- ・事業者A（別施設αの既存パートナー）：80点、事業者D（新規応募者）：60点の場合、事業者Aを優先交渉権者に選定

17. 選定結果の通知及び公表

令和8年12月25日（金）までに、すべての応募者に文書（メール）で通知します。また、市ホームページにおいて各施設における優先交渉権者を公表します。

18. パートナーの決定

優先交渉権者の選定後、市及び優先交渉権者にて、基本条件等の協議を行い、双方の合意が取れた後、優先交渉権者をパートナーとして決定します。
協議が整わず、パートナーの決定ができない場合は、優先交渉権者との協議を終了し、次順位の応募者と協議を行うこととします。

19. パートナーの決定後の手続き等

(1) 詳細事項に関する協議

パートナー決定後、市及びパートナーの間で、愛称の表示ならびに事業実施に関する具体的な条件及びパートナーメリットの運用に関する詳細な協議を行います。

(2) 契約締結

前項に基づく詳細事項に関する協議が調い次第、市とパートナーは速やかに本事業に係る契約を締結するものとします。

(3) 対象施設における愛称表示物の設置等

看板・サイン等の愛称表示物の設置にあたっては、契約締結後、協議により決定した表示場所及び仕様にに基づき、パートナーの責任及び負担において実施するものとします。

20. パートナーの公表及び愛称の周知

市は、パートナーが決定した後、パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公表するとともに、愛称を積極的に周知し、普及に努めていきます。

なお、決定した愛称の使用開始時期は令和9年4月1日とします。

21. 愛称の使用開始までの流れ

愛称の使用開始までの流れは次のとおりです。

内 容	日 程
① 応募申込期間	令和8年 9月24日(木)～11月27日(金)
② 施設所管課による事前審査	令和8年11月30日(月)～12月15日(火)
③ 広告審査委員会による審査 及び優先交渉権者の選定	令和8年12月 下旬
④ 選定結果通知発送	令和8年12月 下旬
⑤ 優先交渉権者との協議	令和9年 1月 6日(水)～ 1月15日(金)
⑥ パートナーの決定 及び決定通知発送	令和9年 1月 下旬
⑦ ネーミングライツパートナー 発表会	令和9年 1月 下旬 ～ 2月 月上旬
⑧ 契約締結及び愛称の周知期間	令和9年 1月 下旬 ～ 3月31日(水)
⑨ 愛称の使用開始	令和9年 4月 1日(木)～

22. 申込み・問合せ先

	施 設 名	申 込 み ・ 問 合 せ 先
A	大牟田市延命球場	〒836-0872 大牟田市黄金町1丁目34番地 大牟田市市民協働部スポーツ推進室(担当 田中) TEL: 0944-53-1503 FAX: 0944-41-2210 E-mail: e-sports01@city.omuta.fukuoka.jp
B	諏訪公園	〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田市都市整備部土木管理課(担当 吉村・江口) TEL: 0944-41-2788 FAX: 0944-41-2795 E-mail: e-dobokukanri01@city.omuta.fukuoka.jp